3月22日（火）新「長門市」誕生！

いよいよ3月22日（火）に、長門市、三隅町、日置町及び油谷町が合併して、新しい「長門市」が誕生します。

今月は、2月16日（水）に開催された第20回（最終回）合併協議会で報告された項目を中心に生活に密接な情報について、お知らせいたします。

長門市長職務執行者の選任について

1市3町の協議により定めた「市長職務執行者」がその職務を行いますが、その職務執行者の選任について、次のとおり報告されました。

長門市長職務執行者■

江原　清　日置町長

任期■長門市の設置の日（平成17年3月22日）から同市の長が選挙される（平成17年4月24日予定）までの間

職務執行者の職務■専決処分による予算の調整・執行。条例・規則等の即時制定・施行や決裁等の事務。行政委員会委員の選任及び委員会の招集。式典や行事等の主催・出席。その他新市発足のための職務。

設置選挙の予定期日について

1市3町の選挙管理委員会の協議により、長門市の設置による議会議員及び市長の一般選挙の期日を平成17年4月24日（日）とする調整結果が報告されました。（11ページ参照）

正式には新市の選挙管理委員会において決定されます。

事務組織及び機構の取扱いについて

新市の事務組織等について、その概要と係別の主な業務名が8ページの表のとおり報告されました。（参考図…7・9ページ参照）

公共的団体等の取扱いについて

1市3町の共通団体については、それぞれの事業を尊重しながら、そのあり方について検討されてきましたので、現時点の協議状況を次の選択肢によりとりまとめ報告されました。（数値は団体数を示す。）

①合併時に統合する。…15

②合併後速やかに統合する。…18

③合併後2～3年を目途に統合に向けて検討を進める。…4

④現在のままで統合しない。…43

⑤廃止する。…9

⑥現在検討中である。…15

なお、統合や名称変更にあたっては、各団体の総会等を通じて、協議・決定されます。

市長職務執行者が専決処分等により定める条例について

新市の条例の取扱いについては、第5回の協議会で「新市における事務事業に支障を来たさぬよう整備するものとする。」ことが確認されています。

このことから、新市の条例として「長門市役所の位置を定める条例」など市長職務執行者が専決処分（議会に代わって制定すること）により定める条例198件と、市長職務執行者が告示し、暫定的に施行する「油谷町交通災害共済条例」などの条例7件について報告されました。

即時施行…合併後に空白期間を設けることが適当でない（許されない）事務事業に関するもので、合併と同時に制定し施行させる必要があるもの。

暫定施行…一定の地域に暫定的に施行させるもので、従来、いずれかの市町のみで施行されていた条例を、新市の条例として引き続き施行させるもの。

逐次施行…合併後、逐次（順次）制定し、施行させる条例で、新市発足時には必要ないもので、新市長の政策的判断によるもの。

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の廃止について

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会は、3月22日に新「長門市」が誕生することに伴いその役目を終えることから、3月21日をもって廃止することが協議され承認されました。なお、協議会の収支は、廃止の日で打ち切り、新市に引き継がれます。